平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案参照条文目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(抄)・・・	厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)(抄)・・・・	国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)(抄)・・・・	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(抄)・・・	財政法(昭和二十二年法律第三十四号)(抄)・・・・・・
抄	•	•	•	•
<u></u>	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
• 5	• 1	•	• 1	• 1
Э	4	3	1	Τ

○ 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)(抄)

第 兀 び 貸 条 付 玉 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 歳 財 源 出 は、 に 0 公 1 債 7 又は は 借 国 入金 会 \mathcal{O} 以 議 外 決 を \mathcal{O} 歳 経 た 入を以て、 金 額 \mathcal{O} 範 その 囲 内 財 で、 源 とし 公 債 なけれ を発 行 ば L なら 又 は 借 な \ \ \ \ 入 金 をなすことが 但 公共 事 業費、 できる。 金 及

2 前 項 但 書 \mathcal{O} 規 定 に より 公 債 (を発行) L 又 は 借入金を な す 場合にお V ては、 その償還 0) 計 画 を国会に提出 しなけ れ ば なら

.

な

1

③ (略)

 \bigcirc 玉 民 年 金法 昭 和 三十 . 匹 年法 律第 百 兀 + 号) (抄)

(国庫負担)

第

八十五 条 玉 庫 は、 毎 年 度、 玉 民 年金 事 · 業 に 要する費 用 (次項 E 規定する費用 を除く。 以 下同 ľ に 充てるため、 次に

掲げる額を負担する。

規 用 に 定 規 当 \mathcal{O} でする 該 定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率 総 額 年 度に 月数を基 (次号及び おける基礎年 礎として計 第三号に掲げる額 金 算したも (老齢: 基礎年 を除く。 のを † 金、 控 除 して 以下 障 害 得た 基 保保 礎 額 険 年 に、 金及 料 -を控除・ 拠 び から 遺 出 [金算· 族基 して得 各 定対 礎年 被 用 者 象 金 た率を乗じて得た 額」 年 を 金 V) · う。 とい 保 険 者に う。 以 下 係 同 る第九 から ľ 額 の二分 $\overline{}$ 第二十七条第三号に 十四四 \mathcal{O} 給 \mathcal{O} 付 条 の 三 に相当す に要する費 第 á 項

額

額

され 当 る 該 ŧ 年 度に \mathcal{O} に 限 お ゖ る。 る保 険 \mathcal{O} 料免除 給 付 に 要す 期間 る費用 を 有する者に係る老齢 0 額 に、 イに 掲 げ 基 る数 礎 年 を 金 口 (第二十七条ただし に 掲 げげ る数で除 L て得 書 \mathcal{O} た数を乗じて 規 定に よつてそ 得 た 0 額 額 0 が 合算 計 算

1 を れ た保険 匹 当 で 該 控除 保 除 料に係 険 して して得り 料 得 半 額 るもの た数と当該保 免 除 を除く。 数を限度とする。)を二で除して得た数とを合算 期 間 \mathcal{O} · 険料: 月 数 の月数 全額免益 回 百 除 八 回 期間 + 百 か ら当該 八十から当該 (第九十条の三 保 険 料 保 納 険 第 付 料 済 納 項 期 間 付 \mathcal{O} 済 規 \mathcal{O} 定に 月数 期 間 数 ※を控除 ょ \mathcal{O} ŋ 月 納 数と当該 して得 付することを要し 保険料半額 た月数を限度とする。) 免 な V 除 が期間 ものとさ \mathcal{O} 月

ĺ

た

口 第二十七条各号に掲げる月数を合算した数

心とを

た月

 \equiv 該 年度に おける第三十条の 几 0 規定による障害基 礎 年 金 \mathcal{O} 給 付に 要する費用 O百分の二 + に 相当する

2 玉 庫 片は、 毎 年 度、 予算の 範 囲 内 で、 玉 民年 金 事業の 事 務 の執 行 に要する費用を負担する。

保 険 料

第 八十 七 条 政 府 は、 玉 民 年 金事業に要する費用に充てるため、 保険料を徴収する。

2 保 険 料 は 被 保 険 者 期 間 \mathcal{O} 計 算の 基礎となる各月につき、 徴収 するものとする。

3 \mathcal{O} 額 保 に 険 五. 料 円 \mathcal{O} 未 額 満 は、 0 端 次 \mathcal{O} 数が生じたときは、 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げる月分についてそれぞれ これを切り捨 て、 五円以· 同 上十 表 \mathcal{O} 円 下 未満 欄 に 定める額 の端数が 生じたときは、 に 保 険 料 -改定率 これを十円に を乗じて得た 額 切り上

げ るも 0 とする。) とする。

一万五千五百四十円	平成二十四年度に属する月の月分
一万五千二百六十円	平成二十三年度に属する月の月分
一万四千九百八十円	平成二十二年度に属する月の月分
一万四千七百円	平成二十一年度に属する月の月分
一万四千四百二十円	平成二十年度に属する月の月分
一万四千百四十円	平成十九年度に属する月の月分
一万三千八百六十円	平成十八年度に属する月の月分
一万三千五百八十円	平成十七年度に属する月の月分

第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険科、基礎年金勘定からの受入金、(国民年金勘定の歳入及び歳出)	〇 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)(抄)	6 前項の規定による保険料改定率の改定の措置は、政令で定める。	る物価指数の比率	ロ 当該年度の初日の属する年の六年前の年における物価指数に対する当該	係る標準報酬額等平均額の比率	等平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属	イ 当該年度の初日の属する年の六年前の年の四月一日の属する年度におけ	二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率	一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初	し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。	5 第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に	4 平成十七年度における前項の保険料改定率は、一とする。	平成二十九年度以後の年度に属する月の月分	平成二十八年度に属する月の月分	平成二十七年度に属する月の月分	平成二十六年度に属する月の月分	平成二十五年度に属する月の月分	
らの受入金、昭和六十年法律第三十四号附				当該年度の初日の属する年の三年前の年におけ		する年度における被用者年金被保険者等に	る被用者年金被保険者等に係る標準報酬額		初日の属する年の前々年の物価指数の比率		次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定		一万六千九百円	一万六千六百六十円	一万六千三百八十円	一万六千百円	一万五千八百二十円	

三十 資 \mathcal{O} 付 則 第三 金 費 年 他 应 金資 運 \mathcal{O} 及 $\overline{+}$ 諸 用 び 条 費 第 兀 基 福 金 条 祉 運 金 第 ŧ 項 年 用 0 \mathcal{O} 金 基 第 て 項 出 給 金 九号 付 及 資 か 0 び 金 費 5 歳 若 を 第 を \mathcal{O} 除 除 出 玉 しくは <u>ک</u> < 庫 とする。 項 E 納 交付 付 お 及 \mathcal{O} 金 1 て 金 U 並 規 還 定に 読 又 び は に 付 4 基づ 替 独 附 金 <u>V</u> 属 え 7 行 < 基 雑 政 適 礎 収 般会 法 年 入 用 を 金 す 福 £ 計 勘 る つてそ 祉 法 定 か 医 5 第 療 \mathcal{O} \mathcal{O} 八 受入 機 繰 \mathcal{O} + 歳 Ŧī. 構 入 入と 金 金、 条 0 第 し、 玉 積 補 項 民 立 助 金 年 玉 金 並 民 に か U 金 事 年 5 に 充てるた 昭 業 金 \mathcal{O} 事 受入 \mathcal{O} 和 業 六 福 め 金、 + 祉 に 係 年 0 施 る給 業 設 積 法 務勘 に <u>\f</u> 律 要す 第 付 金 定 費 カコ \equiv る 5 + 基 0 経 生 兀 ず 繰 費 礎 号 年 る 附 年 収 金 則 金 給 入 第

2 略

を

そ

業 務 勘 定 \mathcal{O} 歳 入 及 てド 歳 出

第六 勘 入 る 金、 \mathcal{O} 定 経 費、 補 カュ 業 5 助 玉 民 年 務 金 \mathcal{O} 受入 年 を 金 勘 資 Ł 金 定 0 事 金 金 12 てそ 業 及 お 運 び \mathcal{O} 用 11 \mathcal{O} 福 附 基 7 歳 は 祉 属 金 出 雑 施 とす 設 収 \mathcal{O} 法 12 出 第 入 、 要 す Ź をも 資 八 + 金 える経 若 五条第二 つてその しくは 費 交付 歳 項 年 入と 金 \mathcal{O} 資 金 規 į 又は 定に 金 運 基 用 独 玉 づ 基 民 立 < _ 年 金 行 金 政 0 事 法 般 業 会計 出 人 資 \mathcal{O} 福 業 金 祉 カン 及 務 医 5 び 取 療 \mathcal{O} 受入 交付 扱 機 1 構 / 金、 金並 12 \sim \mathcal{O} 関 す び 補 玉 に る 助 民 独 諸 金 年 立: 費 に 金 充てる 行 事 業 政 玉 法 民 \mathcal{O} 年 人 た 福 福 金 8 祉 勘 \mathcal{O} 祉 施 矢 定 玉 設 療 民 に \mathcal{O} 年 機 要 繰 構 金 す

\bigcirc 厚 生 保 険 特 別 計 法 昭 和 九 年 法 律 第十 抄

第

定 五 法 Ξ 条 積 平 IJ <u>7</u> 金 成 ノ 受 年 十三 日 金 入 リノ受入 勘 年 金 定 法 = 於 律 積 金 第 7 テ 並 五. ハ 金 + = 厚 \exists 号) 附 IJ 生 属 年 受入 雑 第百十三 金 収 保 入ヲ 金 険 事 以テ 一条第 積 業 経 其 金 営 ノ 歳 項 彐 上 IJ 1 1 入トシ 規 生 保 定ニ ズ 険 ル 料 依 収 同 入、 事 ル 業 般 解 経 年 会 散 計 営上 金 厚 生 資 年 金 船 保 金 運 員 基 険 用 保 給 金 基 険 付 等 特 金 費、 別 日 日 IJ IJ 会 計 玉 1 1 民 徴 玉 及 年 収 玉 庫 金、 金 納 民 特 付 年 別 業 金 金 会計 務 特 勘 别 確 基 定 定 会 礎 給 計 日 年 IJ 付 基 金 礎 企 受 勘 業 年 入 年 定 金 金 金 勘

医 繰 療 入 機 金 構 其 交 他 付 金 諸 費、 充 ツ 同 ル 事 業 為 ノ 福 業 務 祉 勘 施 定 設 費若 繰 ハ 営 入 繕 金 費、 並 = 厚 年 生 金 年 資 金 金 基 運 金 用 及 基 厚 金 生 年 1 出 金 基 資 金連 金若 合会 ハ 交付 金 負 又 担 独 金 ヲ 立 以 行 テ 政 其 法 人 歳 福 出 祉

1

ス

第六 関 資 立. 為 童 ス 徴 第十 金 ル 行 収 ス 運 諸 健 =ル 成 政 六 用 費 法 事 関 諸 康 業 条第 業 基 費 勘 務 ス 人 福 健 勘 金 ル 定 兀 康 諸 充 祉 日 定 1 保 項 費 ツ 医 IJ = 於テハ 出 ノ受入 ノ 規 ル 険 療 二 資 事 為 機 充 金 業 ツ ノ 一 構 定 ル 健 及 1 = ヘノ交付 金 交付 療 般会計 日 為 康 養 ル 厚 保 児 生 険 納 金 所 費、 童 ヨリノ受入 金 年 付 事 業 勘 独 金 手 = 金 <u>77.</u> 保 当 充 定 並 保 業 行 健 勘 ツ = 険 ル 事 政 定 事 務 附 法 業 日 金 為 業 取 属 き費、 人福 雑 IJ 扱 ノ ノ 福 年 収 1 児 = 入ヲ以 受 福 童 金 関 祉 祉 手当法 以テ 医 入 勘 ス 祉 施 療 事 設 定 金 ル 其 機 費若 業費及営 テ 諸 日 其 第二十 IJ 費、 構 独 <u>寸</u> ノ受 ノ 歳 ノ交付へ 営 行 療 入金、 [繕費、 [繕費、 · 条 第 入 政 養 <u>۱</u> 法 所 費、 金 シ 人 厚 此 福 項 健 年 生 等 第一 金 年 康 祉 保 金 年 保 資 健 医 号ノ 勘 金 事 療 険 金 事 定 保 業 事 運 業 機 費、 険 構 事 業 用 業 業 及厚 事 法 基 繰 業 務 主 金 福 平 入 取 日 生 \sim 祉 福 扱 1 IJ 金 成 年 事 及当 並 金 出 業 祉 + 1 費又 施 兀 = 拠 保 資 設 該 険 児 年 出 金 費 若 童 拠 事 法 金 手当交付金 及 営 出 律 及 業 ノヽ 営 当 繕 交 金 第 1 [繕費 業 費 該 付 百 務 徴 六 拠 金 二 充 収 + 出 取 又 及児 年 六 ツ = 扱 金 関 独 ル 二

\bigcirc 玉 家 公 務 員 共 済 組 合 法 昭 和 三十三 年 法 律 第 百二十八号) 抄

育

費

=

充

ツ

ル

為

児

童

手

当

繰

入

金

ヲ

ノ 歳

出

1

ス

費 用 負 担 \mathcal{O} 原 則

第 る費用 九 に る 職 + 再 員 計 九 を含 算を行うものとする。 を単 位 む 組 として、 合 第 \mathcal{O} 三項 給 付 算定す に に お 要 する 11 るも 7 費用 同 ľ 0 とする。 老 のうち 人 保 この 健 次 拠 場 \mathcal{O} 出 合 各 金 号 12 に お 退 規 1 職 て、 定す 者 給 第三 る費 付 拠 一号に規 用 出 は 金 定す 当 介 該 護 る費用 各 納 号 付 12 金 定めるところ に 及 · つ てド 1 基 て 礎 は 年 金 に 少なくとも五年ごと 拠 ょ 出 り、 金 \mathcal{O} 政令 納 付 で定め に 要

- に 0 お 短 け 規 期 るそ 定 給 に 付 ょ に 費 る 要する費 同 用 \mathcal{O} 項 予 に 想 規 用 額と当 定す (老人保 Ź 該 玉 事 等 健 業 \mathcal{O} 拠 年度に 負 出 担 金 に 及 係 び お け る 退 る ŧ 職 同 者 \mathcal{O} - 号 を 給 の掛 除 付 <_ 拠 金 出 次 及 金 び 項 \mathcal{O} 第 負 納 担 付 号に 金 12 要する費用を含み、 \mathcal{O} 額 お と 11 が等しくなるようにすること。 て 同 ľ に つい 第 項 て は、 (第二号を除 当 該 事 度
- 介 護 納 付 金 金 び \mathcal{O} 納 担 付 金 に 要 額とが する費用 しくなるようにすること。 に 0 1 て は 当 該 事 業 年 度 に お け るそ \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 額 と当 該 事 業 年 度に お け る 次 項 第 号

 \mathcal{O}

<u>ー</u>の

掛

及

負

 \mathcal{O}

等

- \equiv 下この 計 す 項 用 る \mathcal{O} 第二号 支給 る長 その 玉 該 額 \mathcal{O} 長 期 期 \mathcal{O} 予 合算 期 뭉 間 費 給 12 想 0 · 支障 給 に 負 に \mathcal{O} 額 用 付 額 担 に わ 付 掛 お \mathcal{O} \mathcal{O} とが 合計 に係 た が 積 金 1 予 要 女する費 生じ つて財 想 <u>\f\</u> 及 て Ű る 額 金 国 額 لح もの な 再 負 及 以 計 び 政 担 \mathcal{O} 用 11 下この 次項 を除 \mathcal{O} 金 地 ようにするた 算を行う年 積 (基 均 \mathcal{O} 立. 方 金 衡 額 第 礎 \mathcal{O} く。 を保 号に 年金 組 号 とい 同 合 を含み、 以 お 法 \mathcal{O} 拠 つことができるようにすること。 \mathcal{O} 第二十 う。 \Diamond 降 地 出 11 掛 に て お 方公務員 金 金 及 必 お 0 地地 次項 納 び 要 兀 \mathcal{O} む な ね 方 条 額 負 付 等 に要する費用 \mathcal{O} 並 担 第三号に掲げ 額 百 \mathcal{O} 年 積 長 共 \mathcal{O} び 金 立 期 に 済 間 積 \mathcal{O} 給 そ 組 に 金 額 立. 合法 相 れ 付 金 第三十 と総 に 当する期 5 るも 玉 充てるべ 0) 第百十三条第一 (第三項 予 称 \mathcal{O} する。 定 積 五. 0 を除 条 立 間 運 き積 用 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 第一 終 収 <_ 及 び 0 第 了 立 入 号を除る 地 時 額 金 \mathcal{O} 項 同 第三 に 並 及 項第二号に 方 額 項 組 び び 0) \mathcal{O} \mathcal{O} 一号に規 にそ 合計 長 積 同 合 及 期 法 立 第三 金 び れ 額 給 定す 0 を 地 ら 並 付 お + 方 規 1 \mathcal{O} び に 1 う。 定に 八 る長期給 \mathcal{O} 予 に て 充 てるべ 同 定 条 組 同 ľ 運 法 ょ 合 0 第 を る に 用 八 保 同 係 収 第 百 き 付 る長 積立 有 十三条 に に 項 入 \mathcal{O} 要す 12 項 0 つ 期 額 12 1 規 金 つ、 第一 規 る 給 \mathcal{O} て 定 (以 付 合 は す
- 担 金 組 を 合 Ł \mathcal{O} 事 0 -業に 充 てる。 要する費 用 で 次 \mathcal{O} 各号 に 掲げる ŧ \mathcal{O} は 当 該 各号に掲 げげ る割 合 12 ょ ŋ 組 合 員 \mathcal{O} 掛 金及び 玉 又 は 公社 \mathcal{O} 負

2

- 短 期 給 付 に 要する費 用 掛 金 百 分 \mathcal{O} 五. +玉 又 は 公 社 \mathcal{O} 負 担 金 百 分 \mathcal{O} 五 +
- _ の 二 長 期 給 介 付 護 に 納 要 付 女する 金 \mathcal{O} 費 納 付 用 12 掛 要 す 金 る 百 費 分 \mathcal{O} 用 五 + 掛 金 国又 百 分 は \mathcal{O} 公社 五 + \mathcal{O} 負 玉 担 又 は 金 百 公 分 社 0 \mathcal{O} 五 負 担 + 金 百 分 \mathcal{O} 五.

+

 \mathcal{O} 額 公 務 が 算定さ 等 に ょ れ る 障 る障 害 害共 共 済 済年 年 金 金を含む。 (第 八 + 五条第 又は公務等による遺 二項 同 条第 三項 族共 に お 済 1 年 て 準 金に要する費用 用 す る場合を含 玉 む。 又は 公社 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 定 負 \mathcal{O} 担 適 用 金 百 に 分 ょ 0) ŋ 百 そ

几 福 祉 事 業 に 要する 費 用 掛 金 百 分 \mathcal{O} 五. +玉 又 は 公 社 \mathcal{O} 負 担 金 百 分 \mathcal{O} 五 +

五 組 合 \mathcal{O} 事 務 福 祉 事 業に 係 る事 務 を 除く。 $\overline{}$ に 要 す Ś 費 用 玉 又 は 公 社 \mathcal{O} 負 担 金 百 分 \mathcal{O}

百

3 7 玉 国 独 等 <u>\f</u> 行 と 政 1 法 う。 人造 幣 は、 局 独 政 <u>T</u> 令 で定め 行 政 法 るところ 人国立印 刷 に 局若し ょ り、 < 組 は 合 \mathcal{O} 独 <u>\\</u> 給 行 付 政 に 要 法 す 人 国 る 費 立 用 病 院 \mathcal{O} う 機 5 構 次 又 は \mathcal{O} 各 公 社 号 に 規 第 百二 定す る 費用 第三 項 に 0 お

7 は 当 該 各 号に 定 め る 額 を 負 担 する。

を

8 休 業手 る割 育 児休 合 当 業 金 手 乗 \mathcal{O} 当 ľ 額 金 て に 及 得 雇 た 用 び 介 保 額 険 護 休 法 業手当 0) 規 定に 金 一の支給 よる育児休 に 要 する費 業 給 付 及 用 び 介護 当 該 休 事 業 漢 給 年 度に 付 に 係 お る 1 て支給 玉 庫 \mathcal{O} さ 負 担 れ \mathcal{O} る育児休 割 合を参 業 酌 手 当金及 て政令 び で 介 定 護

4 第二 基 項 礎 第 年 五 金 号 拠 \mathcal{O} 出 規 金 定 \mathcal{O} に 納 ょ 付 ŋ に 組 要 す 合 る \mathcal{O} 費 事 務 用 12 要する費 当 該 事 業 用 年 度に に 充 てるた お 1 て 8 納 玉 付 さ が 負 れ 担 る 基 す べ 礎 き 年 金 金 額 拠 は 出 金 毎 \mathcal{O} 年 額 度 \mathcal{O} 分 玉 0 \mathcal{O} 予 算 に 相当 をもつ す る 額

8 る。

5

体 職 第二 る 員 \mathcal{O} 専 職 であ と総 百 は 員 従 五 寸 職 + る 称 職 体 員 組 七 員 \mathcal{O} す る。 号) 玉 合 負 寸 体 担 員 家 を除 第四 公務 金 \mathcal{O} 及 負 \mathcal{O} 条第二 び 員 担 事 金 玉 務 法 又 12 第 は とし に 専 項 百 公社 若 係 5 八 て、 る第二項に 従 しく 条 \mathcal{O} 事 \mathcal{O} 負 同 す は 担 労 \mathcal{O} 項 る 金 職 働 \mathcal{O} 職 規 規 組 員 員 ٢, 定す 定を を 合 寸 1 法 体 ^る費用 適 同 う。 又 用 項 昭 は 第 す 以 和 特 る。 下この に 定 <u>二</u>十 号 0 独 . 匹 V) カン 条 年 行 b て 第二号 は に 法 政 法 お 律 第 同 1 まで 等 項 7 百 中 同 七 \mathcal{O} 及 U + 労 「 及 び 一 び 几 働 号) 第 関 玉 兀 で 係 第二条 号 あ 又 に は 関 中 る 組 す 公 る法 社 玉 合 \mathcal{O} 員 又 \mathcal{O} 労 は 負 働 律 特 担 公社 組 昭 金 定 合 \mathcal{O} 独 和二十三 以 لح 負 立. 担 あ 行 下 金 る 政 法 職 年 \mathcal{O} لح は 員 法 人 \mathcal{O} あ 寸 律

6 公 社 特 \mathcal{O} 定 負 独 担 立. 行 金 政 لح 法 あ 人 る \mathcal{O} \mathcal{O} 職 は 員 専 特 従 職 定 独 員 を除 <u>V</u> 行 <. 政 法 人 \mathcal{O} で あ 負 担 る 金 組 合員 とし 12 て、 係 でる第二 同 項 項 \mathcal{O} E 規 規定する費用 定 を 適 用 す ź。 に 0 1 7 は、 同 項 中 国 又 は

7 中 公 社 特 玉 0 定 又 負 独 は 担 公 行 金 社 政 \mathcal{O} لح 法 負担 あ 人 (T) る 職 金 \mathcal{O} 員 は とあ で あ る つて専 職 0 員 は 寸 体 従 職 職 \mathcal{O} 員 員 負 で 寸 担 金 あ 体 及 \mathcal{O} る 負 び 組 合員に 担 特 金 定 独 と 立. 係 る第 行 同 政 項 法 第三 項 人 \mathcal{O} 12 号 規 負 中 担 定 金 す 国 る費用 と、 又 は 公社 同 に · つ 項 7) \mathcal{O} 第 て 負 しは、 号 担 金 か 6 同 とあ 第 項 中 号 る まで 及 0 は び \mathcal{O} 玉 特 規 又 定 定 は

玉 独 <u>\f</u> 又 は 行 公社 政 法 \mathcal{O} 人 \mathcal{O} 負 担 負 担 金 金 とあ と る 同 \mathcal{O} は 項 第四 特 定 号 独立 中 国 行 政 又 は 法 人 公 0) 社 負 \mathcal{O} 担 負 金 担 · 金 _ として、 とあ る 同 0 項 は \mathcal{O} 規 職 定 員 を適 寸 体 一用す \mathcal{O} 負 担 金 と、 同 項 第 五. 号 中

(負担金)

第 石二条 合に 職 条 員 第 団 払 五 V 項 体 込ま 各 が か 省 負 5 各庁の な 第 担 すべ け 七 項 れ き金 ま 長 ば なら で (環境大臣 額 \mathcal{O} 規定に な (第百 より 条 を含む。 の 二 の 読 み替えて適 規定により徴収しないこととされ 特定 用 独 する場合を含 <u>\frac{1}{12}</u> 行政法人、 公社 む。 又は \mathcal{O} た掛金に 職 規 定 員団 に ょ 体 は、 ŋ 相当する金額を除 国 それぞれ第九 特 定 独 立 行 < + 政 法 九 条第二 を、 公社 項 毎 月 又 (同 組

2 · 3 (略)

4 職 7 員 は 組 合は、 団 第二十 体 が負 政 令 担 四条第一 すべ で 定めるところに き金 項第七号に規定する長期 額 0 全 部 より、 又は 第九十 部 を、 当 給付に係るも 九条第二 該 金 額 項第二号 \mathcal{O} 払込みがあるごとに、 \mathcal{O} に限 から第五号までに掲げる費用 る。 に充てるため 連合会に 国 払 特 1 込まなけ 定 (同号に掲げ 独 <u>\f\</u> 行 れば 政法 なら る費用 公 社 に 又 あ は 0

公 庫 · 等 に転 出 L た 継 続 長 期 組 合 員 に 0 11 て 0 特 例

第

うち 百二十 に な 他 給 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 付 う 要 1 特 5 者 請 政 定 に 別 す を除 に 関 匝 令で定 政 \mathcal{O} る公 応 条 す 令で定 法 ろ る 律 \mathcal{O} 庫 規 に めるも 引き続 その 定 以 8 ょ る 0 り 下 組 設立 ŧ 合 \mathcal{O} 他 適 公公 特 用 \mathcal{O} 1 員 たを受け 同 さ て公庫 別 庫 長 (第四 れた法 項に \mathcal{O} 等 期 法 職 ない 給 お 律 員」 項 \mathcal{O} 予 算 により設立さ 12 人で 付 11 者を除く。 とい 7 お に į١ そ 及 関 う。 する 特定公庫 て 0) び 業務 決算に関 「公庫等」 規 れた法 となる 定 が 等」 玉 が \mathcal{O} 任 若 す 適 という。 ため という。 しく る法 人でその 命 用を受け 権 律 者若しくはそ 退 は 職 地 昭昭 ない 業 方 L に使用・ 公共団 務 \mathcal{O} 和二十六年法 た 者を除く。) 役員 が 場 国 合 され \mathcal{O} の委任を受けた者 体 (常 (政 事 \mathcal{O} る者 時 務若 令 事 務 律 勤 で が 定 若しく 第九 務 L (役員及び常 E < め 任 命権 は事 る場 + 服することを要し -九号) は 業と $\bar{\mathcal{O}}$ 合 事 者若しくはその委任 要 業と を 密 第一 請 除 時 密 接 く。 勤 に応じ、 務に な関 接 条に規定する公庫 な ない 服す 関 連 又 引 を は 連 者を除る 有 ることを を き 組 する 合員 続 有 を受け す 1 くるも て 長 た者 そ 同 要 \mathcal{O} 以 条 期 \mathcal{O}

は、 職 等 は た 4 第 下 項」 特 な 匹 九 員 又 8 +· は 特 条 寸 定 \mathcal{O} 第 と 特 公 几 定 退 体 庫 条 定 章 職 そ 公 同 لح 第 庫 項 公 等 中 を \mathcal{O} 等 あ 者 条 庫 \mathcal{O} 11 う。 第 同 ŋ 等 負 公 は 項 役 担 務」 員 几 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 以 当 項 及 金 規 負 لح لح 中 び 担 及 下 該 定 五. あ 金 項 び 公 を 11 う。 国 庫等 カコ 玉 る 除 職 \mathcal{O} と **\(\)** 員 5 又 0) 条 は に 第 は 職 特 寸 $\overline{}$ とな 体 七 第 定 公 お 員 業 社 項 独 百 又 \mathcal{O} 11 るた と ま 立. \mathcal{O} 務 7 は 適 ある 条 第 負 で 行 同 特 用 と じ 担 定 に 8 \mathcal{O} 政 法 退 規 \mathcal{O} 金 公 0 定に 人、 項 第 庫 1 は 職 中 と、 等 九 \mathcal{O} 7 L + 際 役 た 公 ょ 公 は 各省 社 庫 り 同 員 場 九 に 又 等 条 読 項 で 別 合 所 第 第 若 は 各 あ 段 4 属 (政 一号 替 職 庁 る L L \mathcal{O} 項 令 え 昌 \mathcal{O} て 期 定 及 間 は 7 長 中 で 寸 8 11 特 適 体 び た 引 定 が (環 第三 用 及 き 定 組 あ \Diamond 境大臣 公 す لح び 合 続 る る 号 る場 庫 あ 場 玉 き ŧ \mathcal{O} 等」 転 る 中 合 0) 又 組 を含 合を含 を 0 は 合 を 出 とする 除 は 玉 除 公 員 社 公 き、 ₹. む。 で 又 む。 公 は 庫 \mathcal{O} あ 庫 公社 そ 負 る 等 担 等 職 \mathcal{O} に Ł 又 特 \mathcal{O} 員 者 金 は \mathcal{O} と は 定 負 と 又 \mathcal{O} لح す あ 特 独 担 は 退 長 金 る。 る 定 立. あ 特 期 職 行 定 公 る 給 \mathcal{O} は 庫 لح 政 \mathcal{O} 公 は 付 等 法 あ は \mathcal{O} 庫 な に 人、 第 場 等 関 る と 九 \mathcal{O} 役 0 す 合 員 る 公 は 公 に た 社 九 庫 お 規 Ł 公 第 な 条 又 等 定 11 \mathcal{O} 九 は 庫 又 7 る と

5 5 略

<

ے 百 ことを 同 に 並 8 るも <u>一</u> 十 뭉 該 並 規 び \mathcal{O} 各 12 び に 定 法 定 要す に当 規 省 そ Oす 兀 律 独 を含 定 各 る \mathcal{O} 条 <u>77.</u> \mathcal{O} る 該 す 庁 玉 所 規 行 \mathcal{O} む 者 管 三 各 る \mathcal{O} 立. 定 政 省各 大学 する 玉 所 ŧ 法 を (特 管 <u>77.</u> 適 0 特 大学 す 特 لح 庁 定 以 法 用 定 る 定 す 独 外 \mathcal{O} 人 独 等 特 独 る。 77 所 法 77. \mathcal{O} 管 定 <u>\f</u> 臨 人 行 行 独 等」 ے ٤, す 独 行 時 政 政 立 る特 立 政 \mathcal{O} に 法 行 法 と 行政 人以 使 第 法 場 政 人 定独 合 人 用 以 八 法 第三十 法 条 12 さ 外 外 人 立 人 第三 又 第 お れ \mathcal{O} \mathcal{O} る者 行 は 1 独 独 一 十 一 Ł 第三 項 <u>\f</u> て 玉 政 立 その 条 は、 法 行 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 中 行 + 人、 第 大学 条 政 政 及 第 第三 他 法 法 独 項 条 び 人又 法 \mathcal{O} 人 第 立 中 当 号に 条 政 \mathcal{O} 人 行 該 第 令 は う 等 及 号に 5 各省 規 政 で に 玉 <u>工</u> 定 定 別 常 法 び 項 大学法 当 す 規 各 中 \Diamond 表 時 人 第三 \mathcal{O} 該 定 る る者を含ま 庁 勤 うち 独 及 各 す 務 \mathcal{O} に 省 る 立 び 所 人 することを要 等 各 掲 別 独 管 行 そ に げ 立 表 庁 す \mathcal{O} 政 第三に \mathcal{O} 行 る 法 所 な 常 る 所管 政 特 管 時 t 人 1 勤 法 定 す \mathcal{O} Ł \mathcal{O} する う る 務 掲 す 人 独 \mathcal{O} 又 5 る特 0 とす げ 立 特 すること は うち るも 者 定 別 玉 行 る。 定 政 表 独 立 \mathcal{O} 大学 \mathcal{O} 独 別 法 第 立. 取 を要 人 三に 及 立. 表 行 扱 第三 び 行 は 法 政 1 掲 とあ 玉 政 法 L 人 な 等 立 法 に げ 職 人 大学 掲 人 る る 員 12 11 لح と げ 者 常 \mathcal{O} t みな 法 لح る あ で 時 は \mathcal{O} あ 政 t 及 勤 る 等 る 並 び 令 0 \mathcal{O} L 務 \mathcal{O} 及 で す び 同 は لح 定 は び る

者

拠

出

金

とす

及

者

険

及

U に 特 第 第 定 兀 百二 独 章 中 立. 十· 二 行 政 公 条中 務」 法 人、 لح あ 特 独 <u>八</u> 定 る 独 行 \mathcal{O} 立 政 は 行 法 業 政 人 務」 法 \mathcal{O} 人 う と ち لح 別 あ 表 第 第 る 九 \mathcal{O} + に は 九 掲 条 げげ 特 第 定 る 五. 独 Ł 項 立 カン \mathcal{O} 行 6 又 政 第 は 法 玉 七 立 項 人 大学 ま で 独 立 法 \mathcal{O} 行 規 人 等」 定 政 法 中 <u>ځ</u> 人 特 0 う 第 定 ち 百 独 別 <u>\f\</u> 条 表 行 第 第 政 三に 法 項 人 掲 及 لح げ び Ś あ 第 Ł 兀 る 項 \mathcal{O} 並 は

附 則

玉

立

大学

法

人等

とす

る

ほ

か

必

要

な

技

術

的

読

替

え

は

政

令

で

定

8

る

び 拠 者 号 第 兀 年 に 第 び 年 中 年 基 出 拠 百 条 0 兀 条 金 金 礎 拠 7 項 \mathcal{O} 金 出 + 0) 保 金 年 保 \mathcal{O} 五 出 7 険 金 第二十 ٤, 第二 納 者 険 \mathcal{O} 号 は 金 金 者 拠 納 付 厚 た 第三条 拁 出 付 並 附 項 以 生 る 第 三十 共 び に 年 出 並 則 下 金 に び 規 条 第 金 済 金 に 定す لح 基 第 第 + 保 組 を 五 と 含 兀 あ 条 礎 八 険 合 と み **の** る る あ 条 年 項 項 等 法 る \mathcal{O} 第 基 金 中 第 附 に 第二十 と 第 は \mathcal{O} 係 礎 拠 則 及 号、 項 第 は 年 出 る 項 金 第 に 金 び + 拠 第二十 及 基 几 百 中 規 拠 玉 八 出 とい 条第 民年 び 定す 礎 出 条 金 年 年 第 条 及 金 \mathcal{O} う。 金 Ţ 金 兀 金 納 \mathcal{O} る 項 保 以 項 拠 法 条 拠 付 第 出 لح 第 険 出 下 第 に が (昭 _ あ 七 行 金 者 規 金 とあ 項 号 基 和 項 及 る 拠 定 わ 中 以 三十 第 す 礎 中 び 出 \mathcal{O} れ 年 年 る 七 る場 は 下 金 る 基 号、 四年 基 \mathcal{O} 拠 金 \mathcal{O} 年 金 拠 礎 保 及 礎 納 は 出 法 第三 険 び 年 付 出 年 金 金 者 年 金 並 保 金 律 \mathcal{O} お 金 第 $\overline{+}$ け 拁 拠 拠 険 金 び 玉 納 に と 百 出 保 出 者 民 五. る 出 付 金 年 兀 拠 1 条 が 組 金 険 金 と う。 者 + 出 金 \mathcal{O} 同 合 と لح لح 金 法 拠 項 及 あ 号) 出 あ 第 \mathcal{O} び る とい 及 昭 る 連 同 \mathcal{O} 規 金 納 び 第 項 \mathcal{O} 項 並 \mathcal{O} 和 定 第三号 う。 厚 三十 付 は \mathcal{U} は 九 及 に 会 + に 及 生 び ょ \mathcal{O} 基 Ű 基 几 V) 年 兀 第 業 と 礎 中 年 礎 金 条 九 行 務 とあ ٢, 年 保 *の* 年 法 + 等 わ を含み」 金 第 険 金 律 九 れ \mathcal{O} 拠 る 第 拠 第 る場 法 第 条 九 第 \mathcal{O} 百 出 + 出 二 項 昭 合 九 金 は 几 金 和二 لح + に 項 及 条 及 「 及 び に 規定 び あ 第 び 条第二 \mathcal{O} お 年 + 号) 年 る 規 け 年 す 項 金 九 定 \mathcal{O} る 金 項 第 る 保 中 保 金 年 第 は \mathcal{O} 険 険 保 第 法 適

十

律

礎

用

独立行政法人国立高等専門学校機構独立行政法人国立少年自然の家独立行政法人国立少年自然の家	独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十二独立行政法人国立少年自然の家法(平成十二年法律第八十八号)独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第百七十号)独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第百六十九号)
立行政法人大学評価・学位授与立行政法人国立高等専門学校機	立行政法人大学評価・学位授立行政法人国立高等専門学校
ンター 独立行政法人国立大学財務・経営セ	独立行政法人国立大学財務・経営センター法
ター独立行政法人メディア教育開発セン	独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第百十六号)
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号)
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法 (平成十一年法律第二百三号)